

安全管理規程

令和6年10月 1日
宮城マリンサービス株式会社

目次+

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 経営責任者の責務
- 第 3 章 安全管理の組織
- 第 4 章 安全統括管理者及び運行管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第 5 章 安全統括管理者及び運行管理者等の勤務体制
- 第 6 章 安全統括管理者及び運行管理者等の職務及び権限
- 第 7 章 安全管理規程の変更
- 第 8 章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第 9 章 運航の可否判断
- 第 10 章 運航に必要な情報の収集並びに伝達
- 第 11 章 輸送に伴う作業の安全確保
- 第 12 章 輸送設備の点検整備
- 第 13 章 海難その他の事故の処理
- 第 14 章 安全に関する教育、訓練及び内部監査
- 第 15 章 雑 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、経営責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する船舶の旅客運送義務（付随する業務を含む。以下同じ）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 安全マネジメント | 経営責任者より、社内で行われる安全管理があるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態 |
| (2) 経 営 責 任 者 | 事業者において最高位で指揮し、管理する者 |
| (3) 安 全 方 針 | 経営責任者が主体的に関与し定める、輸送の安全を確保するための会社全体の方針 |
| (4) 安 全 重 点 施 策 | 安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策 |
| (5) 安 全 統 括 管 理 者 | 輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者 |
| (6) 運 航 管 理 者 | 船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航管理に関する統轄責任者 |
| (7) 運 航 管 理 補 助 者 | 運航管理者の職務を補佐する者 |
| (8) 運 航 管 理 者 代 行 | 運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者 |
| (9) 旅 客 | 宮城マリンサービス株式会社「人を輸送する不定期航路事業に係る運送約款」第2条に定める港湾関係者 |
| (10) 乗 組 員 | 船内及び岸壁で曳航作業や乗下船業務を行う者 |
| (11) 運 航 計 画 | 旅客が乗下船する船舶までの航路や所要時間に関する計画 |
| (12) 配 船 計 画 | 輸送を実施するための船舶の特定等に関する計画 |
| (13) 配 乗 計 画 | 乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画 |
| (14) 発 航 | 基地港から目的の船舶へ回航を開始すること、又は、その逆 |
| (15) 基 準 航 行 | 基準経路を基準速力により航行すること |
| (16) 港 内 | 港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港に付いては社会通念上港として認められる区域内）ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く |
| (17) 入 港 | 港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること |
| (18) 運 航 | 「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港(着岸)」を行うこと |
| (19) 反 転 | 目的船舶への航行の継続を中止し、基地港へ引返すこと |
| (20) 気 象 ・ 海 象 | 風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離) |

- (21) 運航基準図 運航を行う範囲を示した図面
- (22) 船舶上 船舶の舷側より内側 ただし、舷梯、歩み板等船舶側から架設されたものがある場所はその先端までを含む。
- (23) 陸上 船舶上以外の場所
- (24) 危険物 危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
- (25) 陸上施設 岸壁（防舷設備を含む）、船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び社内防災規則及び地震津波対策マニュアル）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運行基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処置組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準、また別に定める社内防災規則及び地震津波対策マニュアルに定めるところによる。

第2章 経営責任者の責務

（経営責任者の主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営責任者の責務）

第5条 経営責任者は、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
 - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則

(2) 安全マネジメント態勢の継続的改善

- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

第3章 安全管理の組織

(運航管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括責任者、運航管理者及び運行管理補助者を置く。

安全統括責任者	1 人
運 航 管 理 者	1 人
運航管理補助者	若干名

- 2 担当する区域は、次のとおりとする。

仙台塩釜港(仙台港区・塩釜港区・石巻港区)、仙台湾周辺海域、石巻湾周辺海域、女川湾一円

第4章 安全統括管理者、運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営責任者は、この規程の目的を達成するため、海上運送法施行規則第22条の2の2に規程された要件に該当する社員の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営責任者は、この規程の目的を達成するため、海上運送法施行規則第22条の2の3規程された要件に該当する社員の中から運航管理者を選任する。

(安全統括責任者と運航管理者の解任)

第11条 経営責任者は、安全統括責任者又は運航管理者が次の号にいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括責任者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき

- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営責任者は、運航管理者の業務補助のため、船舶の運航管理の業務を行う社員を運航管理補助者として選任する。

- 2 経営責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。

- 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。

第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

- 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは同等の職務を行う者が職務を執ることとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは、運航管理補助者と常時連絡できる体制にしておくものとする。

- 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときには、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引き継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能になったときは、連絡が取れるまでの間、順位上位の運航管理代行が自動的に運航管理者の職務をとるものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営責任者へ報告し、記

録すること。

- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行う他、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- (2) 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

- 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第15条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

第7章 運航管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは必要な場合船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

- 2 経営責任者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗り組むこととなっているか等について、その安全性を検討するものとする。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。

- 2 船舶、又は陸上施設の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航中止等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらねばならない。

第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航の措置に係る判断が困難なときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長から求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避難や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。
- 4 第二項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかにその旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準運航の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。

(経営責任者又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営責任者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

- 3 経営責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

（運航管理者の援助措置）

第27条 運航管理者は、船長から海象状況などにより臨時に帰港する旨の連絡を受けたときは、適切な援助を行うものとする。

（運航の可否判断等の記録）

第28条 運航管理者及び船長は、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録しなければならない。

第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

（運航管理者の措置）

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、（4）及び（5）については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- （1）気象・海象に関する情報
- （2）港内事情、航路の自然的性質
- （3）旅客が乗下船する陸上施設及び相手船の状況
- （4）水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- （5）乗下船する旅客数
- （6）船舶の動静
- （7）その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長の措置）

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- （1）旅客の乗船が完了し、岸壁又は相手船から離れるとき
- （2）旅客の下船が完了し、作業が完了したとき
- （3）事故処置基準に定める事故が発生したとき
- （4）運航計画又は運航の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- （1）気象・海象に関すること
- （2）航行中の水路の状況

（運航基準図）

第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各船舶に備えなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(危険物等の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(乗客の乗下船)

第33条 旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第34条 船長は、発航前に船舶が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

(船内巡視)

第35条 船長は、乗組員をして船内を巡視させ、旅客等が遵守すべき事項の遵守状況、その他異常の有無を確認させなければならない。

2 乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて、所用の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって、船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。

3 乗組員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第37条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、酒気を帯びた状態で作業を実施してはならない。

3 船長は、乗組員が、酒気を帯びた状態で作業を実施させてはならない。

第12章 輸送施設の点検整備

(船体検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第39条 船長は、船体点検実施要領に基づいて船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等の点検を実施するものとする。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

(陸上施設の点検整備)

第40条 運航管理者は、係留施設、乗降用施設等について乗組員から異常のある旨の報告を受けた際は、直ちに修復整備の措置をとる。

第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第41条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先にすること。
- (2) 事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 全ての職員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ緊迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第43条 運航管理者は、船長からの連絡によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営責任者及び安全統括管理者のとるべき措置)

第44条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営責任者へ速報しなければならない。

- 2 経営責任者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第45条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は最優先させ、迅速かつ確実に処理しなければならない。

(関係官署への報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保管官署にその概要及び事故処理の状況を報告しなければならない。

(事故調査委員会)

第48条 経営責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

- 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

(事故の原因等の調査)

第49条 運航管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運行管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査等を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

(操練)

第51条 船長は、法令で定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告する。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運行管理者は、経営責任者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上これを実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3条の教育を行ったときは、その概要を記録簿に記載しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行うものは、経営責任者の支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとする。

- 2 内部監査にあたっては、経営責任者は、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録する。
- 5 内部監査は、安全統括管理者及び運航管理者、又は業務に精通した外部の識者（海事代理士等）が行うことが出来る。但し、陸上の部署にあつては調査の客観性を確保するため、当該部署以外の社員又は外部の識者がこれを行う。

第15章 雑 則

(安全管理規程の備付け等)

第55条 安全統括管理者及び運行管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）及び運航基準図を船舶、及び社内で容易に閲覧できるように備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、作成された各種文書は、文書管理規程により保管管理を行う。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン社内LAN、紙ファイル等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。

- 2 業務部は、現場の顕在的課題、潜在的課題等（ヒヤリ・ハット等）の報告を受け、まとめて経営責任者へ報告する。報告された内容から経営責任者は、安全統括管理者及び運航管理者に改善の指示を行う。
- 3 安全統括管理者は、前項の改善指示を受け適切な方法で改善実施を行い、その結果を経営責任者に報告する。また、運航管理者もこの改善実施を補佐し、現場及び社内への周知につとめる。

附 則

この規程は、令和01年10月 1日より実施する。

初 版 平成19年10月15日 実施

第2版 平成28年 7月 1日 実施

第3版 令和01年10月 1日 実施

第4版 令和02年06月 1日 実施

第5版 令和06年10月 1日 実施

作 業 基 準

平成28年 7月 1日
宮城マリンサービス株式会社

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、仙台塩釜港（仙台港区・塩釜港区・石巻港区）、仙台湾周辺海域及び石巻湾周辺海域、女川湾一円の旅客運送作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的としている。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、乗組員を指揮して乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、基本的にこれを行わない。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運送を拒絶する。

3 乗組員は、旅客の手荷物が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講じるものとする。

4 船長は、前3項の措置を講じたときは直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 乗組員は、旅客が作業予定にある旅客と人数であることを確認し乗船させる。また、旅客の人数等が作業予定と異なるときは船長に報告、運航管理者又は運航管理補助者に確認を行うこと。

2 乗組員は、安全のため旅客の乗船を補助する。

(離岸作業)

第5条 乗組員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第6条 船長及び乗組員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ（歩み板）等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸、又はロングサイドしたことを確認したときは、その旨を乗組員に合図する。

2 乗組員は、タラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船予定旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、必要な場合、乗船予定の旅客に対して次の事項を、事前に

口頭にて周知する。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 室内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項。
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法。
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

第10条 船長は、気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

附 則

この基準は、平成28年 7月 1日より実施する。

初 版 平成19年10月15日 施行

第2版 平成28年 6月 1日 施行

事 故 処 理 基 準

平成28年 7月 1日
宮城マリンサービス株式会社

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の旅客運送中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因等を究明し、将来の船舶の旅客運送の安全に資することを目的としている。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の旅客運送中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)に事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天時による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、損害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前期(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運行中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄の海上保安官署等に行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話(FAXを含む)又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が発生する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の進路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機関の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の可否等）
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の進路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、低質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機関の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときは程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機関の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	浸水	① 浸水箇所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機関の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人傷害、暴行等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況 ④ 被害者の人数、氏名等 ⑤ 被害者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況

f	人身事故 (行方不明者を除く)	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無
g	乗客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由(推測) ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

事故処理組織表

	職 務
経営責任者	総指揮
安全統括管理者 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮
救護・旅客対策班 班 長 船舶部長 班長補佐 海務監督 副 班 長 業務部課長 班 員 船舶・業務部員	(1) 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。 (2) 旅客及び被災者の把握、被災者の救護、その他旅客対策に関すること。
庶務対策班 班 長 管理部長 班 員 管理部員 船舶代理店部員	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の対応（発表を除く。）、 救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運行管理者は、事故の処理後関係海上保安官署と連絡を取りつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

	職 名
委 員 長	経営責任者
副 委 員 長	安全統括管理者 運航管理者
委 員	船舶担当者 業務担当者 関係運航管理補助者

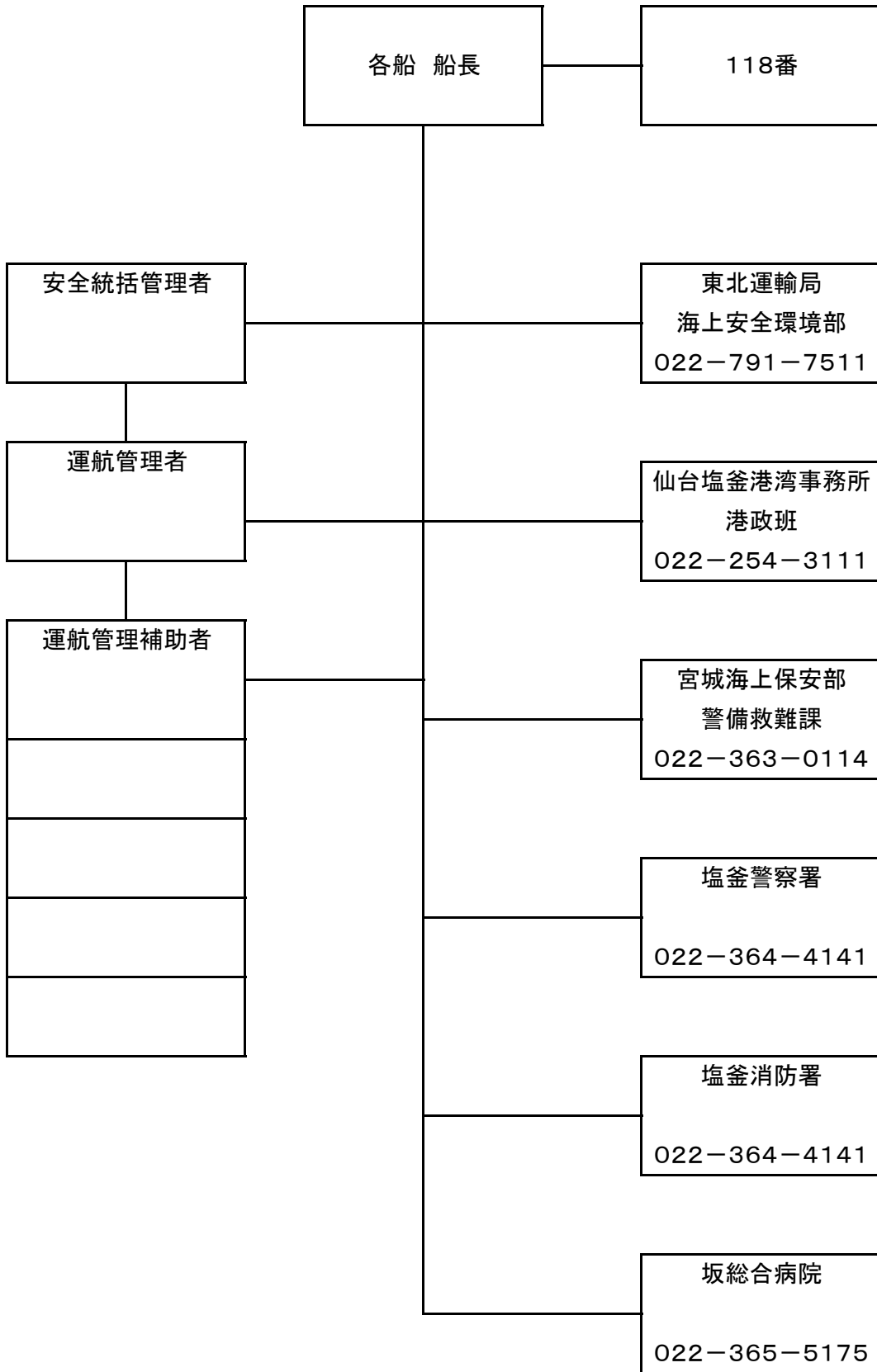
附 則

この基準は、平成28年 7月 1日より実施する。

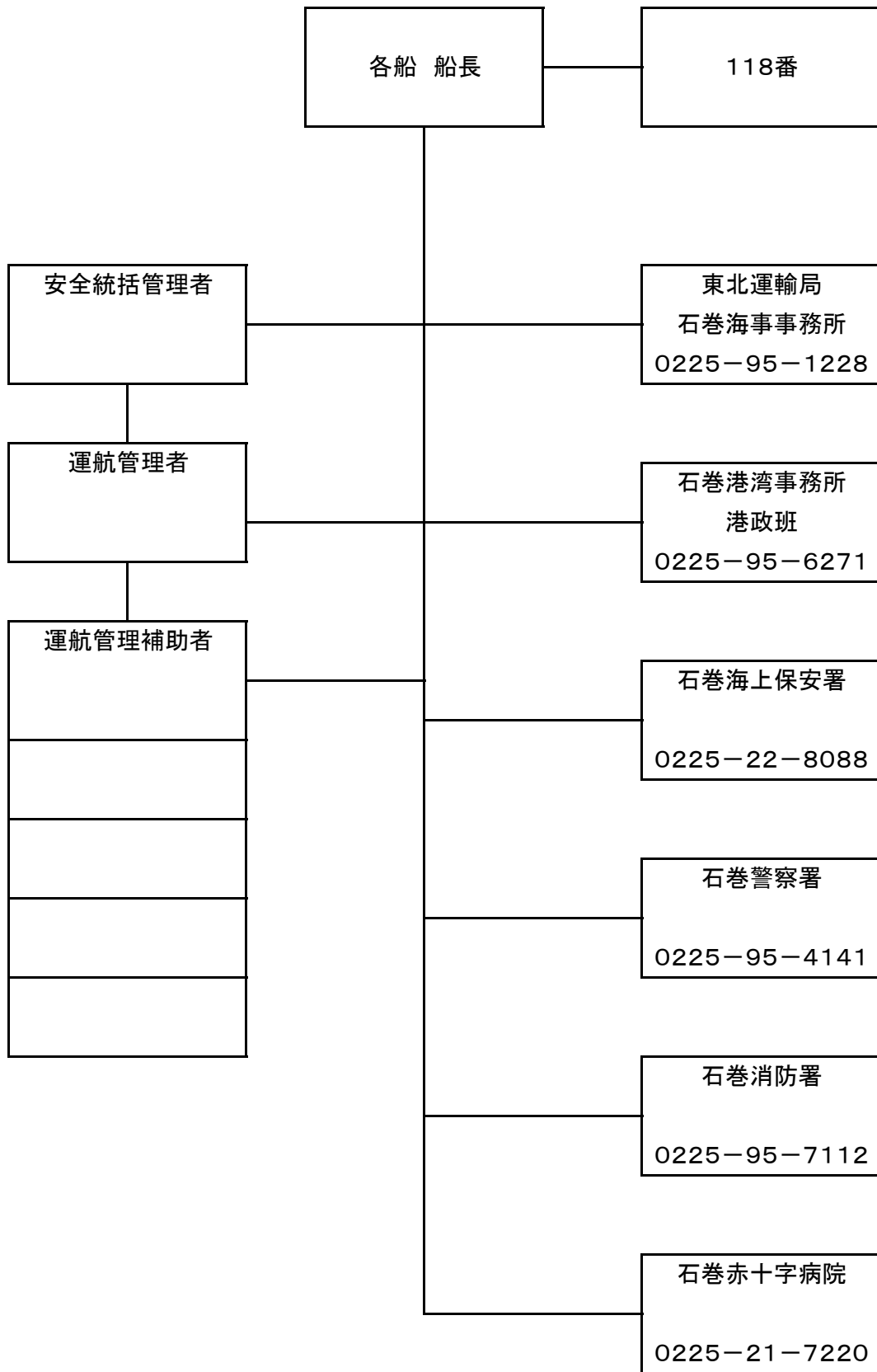
初 版 平成19年10月15日 施行

第2版 平成28年 7月 1日 施行

官公署連絡表 兼 医療機関連絡表
(仙台塩釜港 塩釜港区)



官公署連絡表 兼 医療機関連絡表
(仙台塩釜港 石巻港区)



官公署連絡表 兼 医療機関連絡表
(女川湾)

